

令和8年度

第4回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和8年度第4回江別市農業委員会定例総会議事録

令和8年7月30日（木） 午後2時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（20名）

伊	藤	良	明
西		純	一
得	能	謙	二
工	藤	多	希子
植	村		登
砂	川	秀	樹
千	野	智	博
保	倉	義	治
中	田	孝	貴
百	瀬	誠	記
保	倉	浩	行
山	口	利	夫
上	村	健	一
田	中	浩	一
松	下	博	樹
中	島	清	文
三	角	晴	美
浅野	目	貴	史
荻	原	英	樹
山	田	保	彦

2 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡	部	学
	主幹	千	葉	誠
	主査	中	山	雄 太
	主任	粟	生	祐 史
	主任	武	山	直 人
	主任	中	川	いつみ

3 議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	諸般の報告	
日程第 4	報告第 1 5 号	現況証明願及び照会について
日程第 5	報告第 1 6 号	第4回農地常任委員会開催結果報告について
日程第 6	議案第 1 6 号	農地転用事業計画変更承認申請について(知事処分)
日程第 7	議案第 1 7 号	第4回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
日程第 8	議案第 1 8 号	農用地の買入協議に係る要請について
日程第 9	議案第 1 9 号	江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第 1 0	議案第 2 0 号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

4 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和8年度第4回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は20名であります。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、工藤委員、山口委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和8年度第4回江別市農業委員会定例総会の会期を、次のとおり決定する。
令和8年7月30日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について、事務局長に報告させます。
事務局長。
○事務局長 はい、それではご報告申し上げます。
令和8年度第1回臨時総会以降の会務につきましては、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
以上でございます。
○議長 ありがとうございます。
ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第15号

- 議長 日程第4 報告第15号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
粟生主任。
○粟生主任 報告第15号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

総会議案 1 ページをご覧ください。

今回提出がありましたのは、No. 1 1 から No. 1 3 の 3 件でございます。

土地の所在等は記載のとおりです。

No. 1 1 から No. 1 3 について、公簿地目 田 3 筆 1,345.00㎡、畑 7 筆 2,376.00㎡、計 3,721.00㎡を、内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地利用調査実施要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第 1 5 号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第 1 5 号を終結いたします。

◎報告第 1 6 号

○議長 日程第 5 報告第 1 6 号 第 4 回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第 1 6 号 令和 8 年度第 4 回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に、記載のとおりでございます。

付議事件 1 「農地転用事業計画変更承認申請について（知事処分）」、付議事件 2 「第 4 回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、付議事件 3 「農用地の買入協議に係る要請について」、付議事件 4 「江別市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らし、内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第 1 6 号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第 1 6 号を終結いたします。

◎議案第 1 6 号

○議長 日程第 6 議案第 1 6 号 農地転用事業計画変更承認申請について(知事処分)を議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

○栗生主任 議案第 1 6 号 農地転用事業計画変更承認申請について（知事処分）を

ご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.1 の1件でございます。

総会議案3ページをご覧ください。

本件は、令和5年5月31日開催の令和5年度第2回江別市農業委員会定例総会で審議を行い、令和5年6月28日に北海道から転用許可を受けた事業計画を一部変更するもので、北海道知事処分事件となるものでございます。

令和5年度当初の事業計画は、国の補助事業を活用して進める予定でしたが、一般競争入札の不調により、事業実施が困難となり、現在まで未着手の状況となっているものです。

今回、国の新たな補助事業を活用し事業着手を予定していますが、より効率化を図るための設計変更を行い、一部施設整備計画の変更を伴うことから、今回計画変更承認申請を行うものです。

今回の計画変更申請については、より効率化を図るために設計変更をするものであり、施設整備規模も同程度であること、事業内容に変更はなく、資金確保の見通しが立っていることから、変更後の転用事業についても、農地法等関係条項に照らし、許可相当と考えられます。

以上、1件 3筆 計21,648.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第16号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

農地転用事業計画変更承認申請について(知事処分)、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第17号

○議長 日程第7 議案第17号 第4回農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 議案第17号 第4回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明申し上げます。

資料の4～6ページをご覧ください。

本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の規定に基づき業務委託を受けて公益財団法人道央農業振興公社が作成した農用地利用集積等促進計画案に対して、第18条第3項の規定に基づき意見を付そうとするものです。

今回の計画案は、利用権設定に係るものが4件 38筆 297,650.00㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、同法に定められている各要件をすべて満たしていると考えます。

また、当該利用集積等促進計画案について、計画案のとおり認可申請された際には即日公告がされるため、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する旨意見を付すとともに、農用地利用集積等促進計画の作成について要請を行います。

以上でございます。

○議長 これより議案第17号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

第4回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、計画案4件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第18号

○議長 日程第8 議案第18号 農用地の買入協議に係る要請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 議案第18号 農用地の買入協議に係る要請について、ご説明申し上げます。

総会議案7ページをご覧ください。

まず始めにそもそも買入協議とは、という部分について簡単に触れさせていただきます。

買入協議とは、北海道の農地中間管理機構である北海道農業公社と農地の所有者で売買について協議することです。

流れとしてはまず、農地所有者から農業委員会に農地を売り渡したいという申し出があります。

その後、公社も含めた地元での売買調整がつかなかった場合で、かつ、公社で一旦農地を買い入れる必要性が特にあると判断した場合に限り、市長がその旨を公社と農地所有者に通知し、売買について協議してもらう流れとなります。

今回は、その買入協議を行うことについて江別市長から公社と農地所有者に通知することを農業委員会として要請する部分を審議する内容になっています。

では議案内容に入ります。記載の者から所有権移転の申出があり、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社を含めて調整を行ったところ、意向が一致しなかったもので、このままでは、公社が当該農用地に係る権利を取得できなくなることにより、地域計画の達成に資するように所

有権の移転を行うことが困難になる恐れがあるため、農業経営基盤強化促進法の基本要綱別紙11の第1の3の規定により、公社による買入協議を行うよう、江別市長から公社及び農地所有者に対して通知することを、市長に要請することについて、意見の決定を求めるものです。

内容につきましては記載のとおりで、全14筆、94,522.00㎡が対象となっております。

以上でございます。

○議長 これより議案第18号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

農用地の買入協議に係る要請について、要請1件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第19号

○議長 日程第9 議案第19号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

○栗生主任 議案第19号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明申し上げます。

議案資料8ページから10ページをご覧ください。

これは、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、江別市の農業振興地域整備計画を変更するにあたり、市長から当委員会へ、意見を求められているものでございます。

今回意見を求められているのは、編入1件です。

変更理由及び内容についてご説明申し上げます。

まず、編入の案件についてご説明いたします。

この土地につきましては、地域において、将来に渡り安定した農業経営が継続できるよう、周辺の農用地区域内の農地と一体的に活用していくため農用地区域内へ編入する内容のものです。

申請に係る整備計画の変更ににつきましては、当該箇所が、法令（農業振興地域の整備に関する法律施行令第6条）が定める農用地区域の設定基準である10haの規模の一団の農地に該当するため、法令上の要件を満たすものと判断いたします。

各土地につきましては、地域において、将来に渡り安定した農業経営が継続できるよう、周辺の農用地区域内の農地と一体的に活用していくため農用地区域内へ編入する内容のものです。

以上の理由から、今回の申請につきましては、江別農業振興地域整備計画を申請

内容のとおり変更することについて、支障はないものと考えます。

なお、江別市への意見書案につきましては、資料に記載のとおりでございます。
以上でございます。

○議長 これより議案第19号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第19号を採決いたします。

江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第20号

○議長 日程第10 議案第20号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

千葉主幹。

○千葉主幹 議案第20号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明申し上げます。

資料11ページをご覧ください。

初めに、提案の趣旨であります。令和元年に道外で発生した、農業委員の不祥事を受け、全国農業会議所から、農業委員会に対して、総会で法令遵守の申し合わせ決議や注意喚起を毎年度実施するよう、依頼がありました。

これを受けて、当委員会では、法令遵守の申し合わせ決議を行ってきたところであり、本年7月の改選に合わせて、改めて行うことを提案するものです。

それでは、12ページをご覧ください。

決議内容を朗読いたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項について、ここに申し合わせ、決議する。

1 農業委員会が担っている職務と職責を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適

切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和8年7月30日 江別市農業委員会

以上でございます。

○議長 これより議案第20号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第20号を採決いたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期、定例総会に付議されました事件はすべて議了いたしました。
令和８年度第４回江別市農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。

午後２時５２分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年７月３０日

議長（会 長）

署 名 委 員

署 名 委 員